

事務連絡  
令和5年2月15日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 13）（令和5年2月15日）」  
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 13）（令和5年2月15日）」を送付いたしますので、貴都道府県及び貴市区町村におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 13)

(令和5年2月15日)

### 【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】

#### ○ 3%加算・規模区分の特例（3%加算・規模区分の特例の令和5年度の取扱い）

問1 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている（※）が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えよいか。

（※）「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）別紙I

（答）

- 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。

#### ○ 3%加算（3%加算を令和4年度に算定した事業所の取扱い）

問2 令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。

（答）

- 令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。

# 感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和5年度の取扱い)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所にあっては、令和5年度に令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上利用延人員数が減少した月があった場合、再度3%加算の算定が可能。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき一度3%加算を算定した事業所にあっては、同一事由による令和5年度の利用延人員数の減少に基づいて、再度3%加算を算定することはできない。

## 加算算定のイメージ

- 令和4年度の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度内に3%加算を算定していた事業所の場合
- 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

R5年度	(R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定		利用 延人員 数減 る	算定届 提出	算定 開始										
延長											延長 開始	↑	延長 終了	

なお利用延人員数が減少している場合  
令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較

○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき算定していることから、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。  
○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。

- 令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和5年度にまたがって3%加算を算定していた事業所の場合

R5年度	(R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定		利用 延人員 数減 る	算定届 提出	算定 開始										
延長											延長 開始	↑	延長 終了	
再算定											利用 延人員 数減 る	↑	算定 開始	
再延長														↑ 延長 終了

なお利用延人員数が減少している場合  
令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較